

日本司法支援センター 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		26年度	27年度	28年度	29年度
		B	B	B	B
評価に至った理由	項目別評価では、一部の項目にA又はC評価があるものの、重要度「高」又は難易度「高」とされた業務を含めて、全般的にはB評価が大多数を占めており、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評価を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評価とした。				
2. 支援センター全体に対する評価					
支援センター全体の評価	高齢者・障害者等に対する援助の充実（項目1-3）については、司法ソーシャルワーク事業計画に基づき、各種取組を着実に推進している。 情報セキュリティ対策業務（項目1-10）については、必要な規程を整備・改正し、職員に対する研修・教育を適切に実施している。 一般管理費及び事業費の効率化（項目2-15）については、効率化減が反映された予算の範囲内での予算執行を着実に達成している。 立替金の償還率の向上（項目4-31）については、償還率は外部的・他律的要因がある上、資力が乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在する中で、前年度を上回る償還率を実現している。 支援センターの認知度の向上に向けた取組の充実（項目5-35）については、認知度の数値は前年度よりやや低下しているものの、認知度向上に向けた様々な取組には工夫が見られる。 その他の項目についても、おおむね所期の目標を達成していると認められ、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。				
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。				

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<p>職員の採用及び配置等（項目1-4）については、常勤弁護士の十分な採用が確保できていない上、未配置地域が複数存在し、その解消の進捗が見られないこと、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的効果等についても検討途上であることなどから、次年度以降の進捗に向けて更に取組を進める必要がある。</p> <p>一般管理費及び事業費の効率化（項目2-15）については、ラスパイレス指数が低い数値を示しているため、職員の勤務意欲の向上等の観点から引き続き検討・工夫が必要である。</p> <p>事務所の業務実施体制の見直し（項目2-16）については、司法過疎地域事務所の設置・存置等について、業務量等を踏まえた検討を進めているものの、いまだ検討途上にあり、新規設置も統廃合も実施には至っておらず、司法過疎対策を後退させることのないよう新規設置を積極的に検討するなど、更なる取組を進める必要がある。</p> <p>認知度の向上に向けた取組の充実（項目5-35）については、特に業務認知度がまだまだ低いことを踏まえ、更なる効果的な取組が必要である。</p>
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない。
その他特記事項	特に記載すべき事項はない。